

**平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会**  
**第1回 高齢者施設第2部会 議事録（千葉市ハーモニープラザ）**

1 日時：平成22年9月29日（水）午後6時～午後8時15分

2 場所：千葉市ハーモニープラザ ことぶき大学校

3 出席者：

**（1）委員**

西尾孝司委員（部会長）、近藤一夫委員（副部会長）、伊藤修委員、田島昇委員、  
松下やえ子委員

**（2）事務局**

生田保健福祉局次長、青葉生活文化部長、鎗田保健福祉総務課長、高石保健福祉総務課  
総括主幹、矢澤地域福祉課長、時田地域福祉課長補佐、柴田高齢福祉課長、海宝高齢福祉  
課長補佐、大木障害企画課長、柏原障害企画課長補佐、小池男女共同参画課長、服部男女  
共同参画課長補佐

4 議題：

- （1）部会長及び副部会長の選任について
- （2）会議の公開等について
- （3）対象施設の概要について
- （4）募集条件、審査配点等に関する事項について
- （5）今後の審議予定について

5 議事の概要：

（1）千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会における決定事項について

8月11日に開催した第1回千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会において決定  
した会議の公開や議事録に係る規定について、部会の会議に準用し実施すること、部会の  
設置、臨時委員の任期並びに選定評価委員会委員及び部会委員等決定事項について、事務局  
から報告があった。

（2）部会長及び副部会長の選任について

委員の互選により、西尾委員を部会長に、近藤委員を副部会長に選任した。

（3）会議の公開等について

本会議における会議の公開、資料の取扱いについて、事務局から説明があり、議題（4）  
の募集条件、審査配点等に関する事項以外公開とした。

（4）対象施設の概要について

ハーモニープラザ（障害福祉センター、ことぶき大学校、社会福祉研修センター、女性  
センター）の設置目的及び事業内容等について、事務局から説明があり、その後、施設の  
視察を行った。

（5）募集条件、審査配点等に関する事項について

ハーモニープラザについての指定管理者募集要項（案）、指定管理者管理運営基準（案）  
等の募集条件及び公募に係る第2次審査の事業者選定基準（案）、採点表（案）等の審査配  
点等について、審査した。

（6）今後の審議予定について

指定管理予定候補者選定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

## 6 会議の経過：

**○高石保健福祉総務課総括主幹** これより千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、高齢者施設第2部会の会議のほうを始めさせていただきます。

私、本日の司会を担当いたします保健福祉総務課の高石と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、九都県市の首脳会議における「地球温暖化防止キャンペーン」の一環といたしまして、原則ノー上着、ノーネクタイとさせていただいております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

議事のほうに入ります前に資料の確認をさせていただきますが、配付してございます資料の、まず上から次第、席次表、そのあと資料の1から資料6及び参考資料をお配りさせていただいておりますが、不足等ございましたら挙手いただければと思いますが。よろしいでしょうか。

本日の会議でございますけども、千葉市の情報公開条例第25条に基づきまして公開されております。

なお、傍聴人の皆様におかれましては、傍聴人要領に記載されている事項をお守りいただくとともに、このあと審議事項となりますが、本日は一部非公開を予定しておりますことから、その間は退室していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、募集要項(案)等についても非公開の予定となっておりますことから、傍聴人の皆様には配布しておりませんので、ご了承をお願いいたします。

次に、会議の成立についてご報告申し上げます。

本日、出席委員でございますけども、総数5名中、5名出席いただいております。指定管理者選定等に関する条例第10条第2項に基づきまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、はじめに生田保健福祉局次長より、ごあいさつを申し上げます。

**○生田保健福祉局次長** 皆さん、こんばんは。保健福祉局次長の生田でございます。

本日はお忙しい中、また遅い時間にお集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。実は、きのう同じような会議をやりまして、ほとんどの委員さんが重なっております、同じようなあいさつを差し上げるのも、ちょっと何なのですけども、一応あいさつをさせていただきますと、平成18年度から千葉市のほうで本格的に指定管理を導入したということで、今回、今年度が最終年度となるものにつきましては、新たな指定管理ということで指定をしていく必要があるということになってございます。

保健福祉局におきまして、選定評価委員会というものを設けまして、その下に部会を4つ設けて、その中で個別の施設について審議をしていくということになっております。

今回、きょうの部会は高齢者施設第2部会ということでございまして、ハーモニープラザ、この施設でございますけれども、こちらの指定管理予定候補者の選定、それから評価ということが役割ということになってございますので、本日は1回目ということでございまして、部長等の選任、それから募集要項等につきましてご審議をいただくということになっております。皆様、それぞれのお立場からご意見等、積極的に賜われればというふうに考えております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

**○高石保健福祉総務課総括主幹** 続きまして、委員各位の紹介に入らせていただきます。

本日の指定管理者選定評価委員会高齢者施設第2部会の会議、初めての会議ということでございます。昨日から引き続きの委員さんもいらっしゃるのですが、一応委員名簿に従いまして伊藤委員さんから、自己紹介をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

(各委員 自己紹介)

○高石保健福祉総務課総括主幹 ありがとうございます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

生田保健福祉局次長につきましては、先程のあいさつをもって紹介にかえさせていただきます。

市民局生活文化部長の青葉正人でございます。

○青葉生活文化部長 生活文化部の青葉でございます。よろしくどうぞお願いします。

○高石保健福祉総務課総括主幹 なお、本日各課長等につきましては、お手元にお配りしております席次表により、紹介にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきますけども、部会長が選任されるまでの間、仮議長を生田保健福祉局次長が努めますので、よろしくお願ひいたします。

○生田保健福祉局次長 それでは部会長が選任されるまでの間、仮議長を努めさせていただきます。ただいまから議事に入らせていただきます。

これより、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第1回高齢者施設第2部会を開会いたします。

本日、1回目でございますので、まず、はじめに千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会における決定事項についてということで、事務局より報告をお願ひいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 保健福祉局保健福祉総務課の鎗田と申します。私のほうから、先般8月11日に指定管理者保健福祉局の指定管理者選定評価委員会ということで、親会が開催されておりまして、その委員会における決定事項につきまして、会議の公開及び議事録の作成、あと部会の設置、そういうものが決定されておりますので、私のほうからご報告させていただきます。失礼ながら、座って説明させていただきます。

まず、お手元の決定事項につきまして資料の2-1から2-4になります。

まず、資料2-1をご覧くださいと思います。表題は、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてでございます。

これにつきましては、会議の公開等について定めたものでございまして、まず、1、会議の公開の取り扱いでございますが、委員会の会議は千葉市の情報公開条例第25条に基づき、原則公開とされております。しかしながら、千葉市情報公開条例の施行規則第12条第1項第2号、第3号そういうものに規定する事由に該当する場合は非公開とすることができるとされておりますことから、今般、審議内容にかんがみまして、公募の場合の募集条件、審査基準、及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は非公開といたしまして、このほか(2)会議の全部又は一部を非公開とする必要がある場合における非公開の決定、これについて会長が行うということとするものでございます。

次に、2、議事録の確定、でございますが、議事録は事務局が作成した案に対する会長の承認により確定することとしまして、その承認は会長の署名により行うとするものでございます。ただし、当然のことのように案の作成にあたっては、事前に各委員の皆様にご確認いた

だくということとしております。

なお、3、部会の会議の準用のところでございますが、会議の公開や議事録にかかわる、これらの規定については部会の会議で準用するとして、以上が決定されております。以上が資料の2-1でございます。

続きまして、資料の2-2をご覧くださいと思います。

部会の設置についてでございますが、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条において、委員会は必要に応じ部会を置くことができるとされております。局として所管する施設が多いこととか、施設の特性も高齢者関係だとか、障害者関係、あと医療関係とさまざまな状況であることから、この委員会においては4つの部会を設置することといたしまして、その所掌事務を決定していただいております。

まず、表の上の高齢者施設第1部会ですが、所掌事務につきましては各区いきいきプラザ、いきいきセンター、幸老人センター及び特別養護老人ホームの和陽園、それぞれに関する事項の審議に関すること。

次に、その下の高齢者施設第2部会ですが、これは本日開催されているこの部会でございます。所掌事務につきましては、複合施設であるハーモニープラザに関する事項の審議に関することとなっております。

次に、その下の障害者施設部会ですが、所掌事務は千葉市の療育センター、大宮学園、桜木園及び亥鼻・鎌取福祉作業所に関する事項の審議に関することでございます。

最後に医療施設等部会でございますが、所掌事務といたしましては休日救急診療所及び千葉市斎場に関する事項の審議に関することと決定されております。

なお、あわせてその下の2-1でございますが、部会の議決をもって選定評価委員会の議決とすることも決定されております。

続いて、資料の2-3をお願いしたいと思います。資料2-3、臨時委員の任期についてでございます。臨時委員の任期につきましても、委員会が定めることとされておまして、資料のとおり、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会に臨時委員を置く場合における臨時委員の任期は2年といたしまして、委員の任期を越えることができないと定め決定されております。具体的には、平成22年8月12日から常任委員の任期と同じ平成24年8月10日までとするものでございます。

続きまして、資料の2-4でございます。委員会及び部会委員の名簿でございます。この表につきましては、各部会への常任委員の皆様5名と、あと臨時委員の皆様6名の所属の関係でございます。この所属自体は会長が指名することとなっております。各部会における各委員の構成を、この形でお示しし了承を得ておるものでございます。なお、ここで改めて申し上げますと委員の互選によりまして、親会である選定評価委員会の会長には西尾委員、あと副会長には門山委員がそれぞれ選任されておりますので、この場をおかりしてご報告申し上げます。

決定事項等に関するご報告は以上でございます。

○生田保健福祉局長　それでは、ただいまの事務局の報告につきまして、何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言なし)

○生田保健福祉局長　発言がないようでしたら、それでは議題のほうにまいります。

議題(1) 部会長及び副部会長の選任についてでございます。

部会長及び副部会長につきましては、条例の規定によりまして、委員の皆様のご互選ということとなっております。いかがいたしましょうか。

○委員 私のほうからご推薦申し上げたいと思います。今ご説明あった資料を見ますと資料の2-4のところ、西尾先生が親会のほうの会長さんも兼ねておりますので、できればこちらの方も全体的に見ていただきたいので、西尾先生に。それから副会長さんは弁護士の近藤さんがいろいろ経験もおありだと思いますので、いかがでしょうか。

○生田保健福祉局次長 ほかに、ご発言はございませんでしょうか。ただいまのご提案ですけれども、部会長には西尾委員、それから副部会長に近藤委員ということでございます。皆様いかがでございますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○生田保健福祉局次長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご提案どおり、西尾委員に部会長、近藤委員に副部会長ということでお願いをしたいと思います。

任期につきましては、特に規定はございませんけれども、委員の任期と同様ということにさせていただきます。

それでは、ここからは部会長さんにお席を譲りまして、議事進行等をお願いいたしたいと存じます。ここで私の任は終わりということにさせていただきます。

どうも、本当にご協力ありがとうございました。

○高石保健福祉総務課総括主幹 それでは、西尾部会長には部会長席のほうに、近藤副部会長には副部会長席のほうにお移りいただきまして、準備ができましたら就任のごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○部会長 ただいま委員の皆様のご推挙いただきまして、部会長を仰せつかりました西尾です。このような重大な委員会の部会長を仰せつかりまして、非常に大役ではございますが皆様のご協力を得て、職責を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員 ただいま、委員の皆様方のご推挙によりまして、副部会長を仰せつかりました近藤でございます。皆様方のご協力をいただきながら西尾部会長の補佐役として努力してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○高石保健福祉総務課総括主幹 それでは、ここからの進行を西尾部会長のほうにお願ひさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○部会長 それでは、議題(2)会議の公開等についてに入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは、また私のほうからご説明させていただきます。資料の3をご覧くださいと思います。

第1回高齢者施設第2部会における会議の公開等について(案)でございます。会議の公開に関する基本的な事項は先程申し上げましたように、8月11日の委員会において決定しておりますが、本日の部会における会議の公開・非公開、又は、資料の配付・不配布につきまして、以下の表のとおり取りまとめた案を提示させていただきご審議をお願いするものでございます。

まず、上の表の1、第1回高齢者施設第2部会の会議の公開の取り扱いについてでございますが、表の左から、議題名、会議の公開・非公開の別、備考として法令上の根拠等を記載してございます。

本会議につきましては、原則公開となりますが、議題の（４）でございます募集条件、審査配点等に関する事項につきましては、先程も申し上げましたが情報公開条例施行規則第12条第1項第2号、第3号に規定する事由に該当するものでありますことから非公開としたらいかがでしょうかということが1点。

次に、下の表の2、第1回高齢者施設第2部会の資料の取り扱いについてのところですが、ここにつきましても、会議資料については原則配付といたしますが、今、1のところでは申し上げました非公開の議題に係る資料の5-1から5-6までにつきましては、情報公開条例第7条第5項及び第6項に規定する不開示情報が含まれますことから、不配布の扱いとするものでございます。

会議の公開等に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、何かご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言なし)

○部会長 よろしいでしょうか。特に、ご発言がないようですので、会議の公開等については事務局の提案どおりということにいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 それでは、会議の公開等については原案どおりということにいたします。

次に、議題（3）対象施設の概要についてに入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○矢澤地域福祉課長 地域福祉課の矢澤でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、資料4、A3の横長のものをご用意いたしますでしょうか。千葉県ハーモニープラザ施設の概要でございます。

まず、全体の概要ですが、所在地が千葉市中央区千葉寺町1208番地、設置目的ですが、社会福祉の増進及び男女共同参画社会の形成を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに各種の事業を行う施設でございます。

(3)の施設の概要ですが、敷地面積が14,180.14平方メートル、建築面積が6,699平方メートル、延床面積が14,185平方メートルでございます。(3)の建築構造ですが、鉄筋コンクリート造り地下1階地上3階でございます。駐車場につきましては、73台うち10台は身体障害者用でございます。5の休館日ですが、施設全体の休館日を一つ定めておまして、これにつきましては、国民の祝日に関する法律に規定する休日と及び年末年始、12月29日から翌年の3日まででございます。記載が誤っております。失礼いたしました。

その他のところで主な特徴ですが、ハートビル法認定施設になっておまして、また、身体障害者対応施設となっております。省エネルギー対策として、雨水の再利用等がございますし、託児室や各階に授乳室がございます。

それでは、2番目のそれぞれの指定管理対象施設の概要について説明をさせていただきたいと存じます。施設ごとに説明をさせていただきます。

まず、障害者福祉センターでございますが、設置目的が障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、レクリエーションのための便宜を提

供するなど障害者の福祉の増進を図るための拠点施設となっております。

事業内容ですが、更生相談事業といたしまして、更生に必要な各種の相談を予約制で実施し、助言指導を行うものでございます。

また、機能訓練事業といたしましては、医師の指示に基づき来所又は訪問により身体機能の維持、改善及び日常生活動作訓練、言語訓練等を行うものでございます。

社会適応訓練事業といたしましては、社会活動への参加や適応の援助を目的に相談に応じるとともに、訓練の実施、勉強会の開催等を行うものでございます。

スポーツレクリエーション事業ですが、体力増進、仲間づくり等を目的に各種講座等を開催するものです。

創作的活動事業ですが、文化教養を高めるための各種講座等を開催しております。

施設貸出事業資料ですが、障害者の積極的な社会参加を促進するため施設の無料貸し出しを行うものでございます。

障害者等住宅改造相談事業ですが、障害者等に適した住宅改造の促進を図るため、専門知識を有する相談員による訪問相談を実施するものでございます。

その他の事業といたしましては、水浴訓練室、福祉機器展示スペース及びその他施設を有効に活用し、障害者の福祉の増進に資する各種事業となっております。

対象者でございますけれども、市内に在住・在勤の障害者手帳所持者、障害者団体、福祉ボランティア団体等となっております。

具体的な施設の内容ですが、機能訓練室、作業訓練室等記載のと通りの施設がございます。

休館日ですが、全体の施設の休みの日を12月29日から1月3日までということで申し上げましたが、それぞれ個々の施設におきまして、休館日を定めておりまして障害者福祉センターにつきましては月曜日でございます。使用時間につきましては午前9時から午後9時まで、日曜日は午前9時から午後5時15分までの施設となっております。

続きまして、ことぶき大学校でございますけれども高齢者等を対象とした、自己の教育、地域や多世代の人との交流、地域社会への参加と仲間づくりの促進、ボランティア人材の育成を教育目標とする、学習と活動の場を提供する施設でございます。

事業内容ですが、講座の企画・実施でございます、ボランティア実践コースにつきましては福祉健康・園芸に関する基本的な知識や技能を身につけさせるとともに、習得した知識や技能を活用し、本市事業や地域活動にボランティアとして参加する人材を育成するものでございます。二つの学科に別れておりまして、福祉健康学科と園芸学科となっております。

もう一つのコースが、創造活動コースとなっております、美術・陶芸に関する基本的な知識や技能を身につけさせる、また、ボランティア活動の基礎的学習を行い地域貢献活動への意識を高めるものとなっております。こちらも2学科ございまして、一つが美術学科、もう一つが陶芸学科となっております。

対象者といたしましては、満50歳以上の市民。なお、59歳以下は全体の2割までと考えております。施設の内容につきましては、教室、陶芸作業室、実習室等でございます。こちらの休館日につきましては、日曜日及び土曜日、使用時間は午前9時から午後5時15分までとなっております。

続きまして、社会福祉研修センターでございます。多様化、高度化する福祉ニーズに対しまして、質・量ともに充実したサービスを提供するため、福祉を担う人材の養成と資質の向上をは

かるための拠点施設となっております。事業内容ですが、社会福祉に関する研修の企画実施といたしまして、社会福祉事業に従事する行政職員、社会福祉施設職員等を対象に幅広い研修を計画的かつ体系的に実施するとともに、市民を対象とした研修等を実施するものでございます。

もう一つの事業といたしまして、社会福祉に関する調査研究、情報の発信でございます。研修実施機関や社会福祉施設等で発行する出版物を収集するほか、研修教材用書籍・ビデオ等を購入し情報提供を行うものでございます。対象者につきましては社会福祉事業従事者、市民等でございます。施設の内容ですが、研修室、料理実習室、介護実習室等がございます。休館日につきましては、土曜日及び日曜日でございます。使用時間は、午前9時から午後5時15分までとなっております。

最後に、女性センターですが、男女の自立と対等な社会参画を推進するための調査研究、情報の収集及び提供、相談、研修、学習の機会の提供並びに交流支援を行う施設でございます。事業内容ですが、調査研究といたしまして男女共同参画を進めるための研究や調査等を行うものでございます。情報収集・情報提供の事業ですが、男女共同参画に関連するさまざまな情報を収集・提供するものでございます。研修・学習でございますけれども、男女共同参画への認識と理解を深めるため、各種講座やイベント等を実施するものでございます。相談事業といたしましては、法律、健康、女性問題等、専門員による各種相談を行っております。交流支援事業といたしましては、団体等の交流ネットワークの支援でございます。対象者は市民となっております。施設の内容ですが、1階、2階、3階それぞれ記載どおりの施設となっております。休館日につきましては、月曜日でございます。使用時間については午前9時から午後9時まで、日曜日につきましては、午前9時から午後5時15分までとなっております。

最後に、右上3のその他の施設でございますけれども、このハーモニープラザの中には、公の施設以外の施設も入っております、千葉市の直営施設として障害者相談センター、また、社会福祉協議会で運営を行っているボランティアセンター、成年後見支援センター、心配ごと相談所、その他、福祉関係団体の事務局が入っています。また、1階にはレストランがございます。

以上、ハーモニープラザ施設の概要については以上とさせていただきたいと存じます。

○部会長 はい、ありがとうございました。

次に事務局のほうで施設の視察を用意しておりますので、これから施設内ご覧いただきたいと思っております。

なお、ご質問等は視察しながら担当の職員にお聞きいただくか、視察の後にも質問する場を設けますので、よろしくお願いいたします。

傍聴人の皆様にはですが、当部会これから40分ほどの視察を行います。視察の後またこの部屋に戻ってまいります。この場でお待ちいただくか、視察を傍聴される場合は事務局の指示に従ってご同行ください。

それでは、事務局の方、対応をお願いいたします。

○矢澤地域福祉課長 よろしくお願いいたします。

それでは、施設に移動となります。

(視 察)

○部会長 お疲れさまでございます。



それでは、施設に関しまして何かご質問等ございましたらお願いをいたします。いろいろ驚きもあって、何か結構あれですけども。

○委員 先程施設の概要の説明と、それから今見学をさせていただいて感じる事なんですけども、社会福祉研修センターの設置目的あるいは事業内容からして、福祉を担う人材の養成として資質の向上を図るための拠点施設というふうにならされておられて、休館日が日曜日、土曜日というのが、私にはどうしても非常に行政的だなというふうに感じてならないのですが、対象者が社会福祉事業従事者あるいは市民ということですので、社会福祉事業従事者にとっては平日の研修参加が難しい人たちも多くいらっしゃいます。

そういう中で、今回この4つの施設が一括ということで指定管理ということになれば、女性センター等においては月曜日が休館日というふうになっておりましたり、障害者福祉センターも月曜日ということから、この社会福祉センターの休館日について検討の余地はありなのかどうかをお聞きしたいと思います。

○矢澤地域福祉課長 地域福祉課でございます。休館日につきましては、ハーモニープラザ設置管理条例の中で記載されておまして、条例事項となっております。今すぐに変更するという事は正直申し上げて難しい状況でございます。委員さんがおっしゃられたとおり、事業者の中には平日に出づらいという方もいらっしゃると思うのですが、仕事の一環として研修を受けられる方もいらっしゃいますので、平日に研修を行っているという状況もでございます。

市民の方につきましても、いろんなご要望等々はあるかと思いますが、費用対効果の中で現状は土曜日、日曜日の閉館をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員 応募事業者が今の休館日に自主事業として自分たちでやるからといった場合には経費負担等はどういうふうにするか、あるいは自分たちで勝手にやっただけよという話になるのか、そこら辺はまだ今後検討されるのかどうか。それが逆に自主事業をそういうことでやるのが事業者にとって利点になるのか、有利に働くのか、悪いほうに行くのか、ちょっとそこら辺まだ今日じゃなくてもいいんですけども、実際応募するときに考えていただいたほうが応募する人も何かやりがいがあるのかなという気がしますけど。

○矢澤地域福祉課長 社会福祉研修センターにつきましては、使用料をとることができませんので、自主事業を全く否定するものではありませんが、現実には実施するのは難しいかとは思っております。指定管理という形で公募する以上、自主事業について提案があれば、検討させていただきたいと考えております。

○部会長 よろしいですか。事務局としては何かまだ補足がありますか。

○矢澤地域福祉課長 女性センターにつきましては、利用料金制度という形で歳入が事業者に入る制度へ、9月に条例改正を行ったところでございますので、自主事業が行いやすいということもあります。なお、条例の中で女性センターにつきましては事業者からの申請に基づいて、市で承認すれば休館日等々は裁量の範囲で変更は可能だという規定になっておりますが、その他の施設につきましては、市で休館日を定めておりますので、先程申し上げたのは、条例を改正しない限りは現状では難しいということでございます。

○委員 よろしいでしょうか。

この施設を見せてもらって大変、りっぱな施設で、私は、主にランニングコストというのを見ていたのですが、光熱費、あと点検の費用が相当かかるんじゃないかと思うんですが、それ

は指定管理者の負担になるんですか。

○矢澤地域福祉課長 施設管理全体につきましては指定管理の範囲となっております。ただし、その分の費用負担は委託料という形で市から支払いをいたします。光熱費の支払い手続等は事業者で行っていただくこととなります。

○委員 エレベーターは重要な、かなり特に経費がかかりそうな、保守点検の管理、それは全部、丸々市のほうが委託管理料という形で全額補てんとすると、そういう理解でよろしいですか。

○矢澤地域福祉課長 保守点検に関してどういう形で事業者を選定するかとか、管理者としてのノウハウはあろうかと思いますが、費用負担は市でございます。

○部会長 委託料の中にグロスとしてみているという理解ですね。

○委員 この資料を見ますと、委託料の中がふえてるものもありますよね。2枚目。徴収している委託料に関する経費で見るから、そこら辺は何か新規事業とか何かは入ってくると経費が加算されるのですか。それとも5年間指定した期間の中は、それでも、当初決めた中でやるのでしょうか。

○矢澤地域福祉課長 市の事情によってかわったものについては、当然新たな新規事業等があれば、事業者と相談の上で費用負担をすることとなると思います。それ以外については公募で提案していただきますので、その金額ということになります。

○委員 余剰金が出た場合は、それは事業者収益として考えて良いのですね。

○矢澤地域福祉課長 指定管理という制度の中で可能です。

○部会長 そのお話、後のテーマ、恐らく議題4の募集条件のところのお話に動いているかと思いますが、今、施設の概要の質問をとりあえずやっていただくということではいかがでしょうか。ご質問もしくは何かご発言があればと思いますが。

概要についてという範囲ではよろしいですか。

(発言なし)

○部会長 施設の概要については終了させていただいて、続いて今幾つか質問が出てきた議題の(4)のところ、募集条件、審査配点等に関する事項についてへ移りたいと思います。

傍聴人の皆様にはですが、本議題に関しましては先程お諮りしたとおり、情報公開条例施行規則第12条第1項第2号に規定するという事由で、この、募集条件、審査配点等に関する事項については非公開ということになります。ここで傍聴人の方々にはご退席をお願いしたいと思います。

なお、議題の(5)ですが、今後の審議予定については、また傍聴していただくことができます。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴人 退室)

○部会長 それでは、審議に入ります前に資料の取扱いについて、事務局よりご説明お願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは、先程以来、申し上げておることの繰り返しかえしになりますが、委員の皆様のお手元にお配りしてございます資料の5-1から5-6まで、この資料につきましては、情報公開条例第2条に規定する不開示情報を含みますことから、本日の部会終了後、回収させていただき扱いとさせていただきますので、その辺ご了承いただければと思い

ます。

以上でございます。

**○部会長** ありがとうございます。当該資料、部会終了後に事務局で回収するということですので、よろしくお願いいたします。

では引き続き、資料の内容について説明をお願いいたします。

**○矢澤地域福祉課長** 地域福祉課でございます。引き続き説明をさせていただきます。

施設も広うございまして、大変お疲れになったと思います。30分程度の説明になってしまうと存じますが、ご了承いただきたいと思います。それでは座って説明をさせていただきます。

私から募集条件、審査配点等に関する事項として資料5-1、千葉県ハーモニープラザ指定管理者募集要項（案）から資料5-8、指定管理者運営状況確認表までの資料に沿って、ご説明をさせていただきます。

本施設を公募するにあたって、公表すべき資料といたしまして募集要項、管理運営の基準、様式集がございます。また、募集要項等で示した条件によりまして、申請者が資料を提出いたしますので、委員の皆様には審査していただくための資料が5-4選定基準と採点表となります。

募集要項は施設の概要、業務の範囲、リスク分担等といった大まかな募集の内容を示したもので、12項目で構成をされております。管理運営の基準は業務の詳細を示したものでございまして、業務委託契約でいえば、仕様書に相当することとなっております。なお、各申請者は管理運営の基準に沿って管理経費を積算することとなります。

様式集は、指定管理者指定申請書、提案書のほか、質問書などで構成をされております。

では、まず募集要項について、ご説明をいたします。資料5-1、千葉県ハーモニープラザ指定管理者募集要項の1ページ目をご覧ください。目次をご覧ください。1として指定管理者募集の趣旨から、12その他、まで12項目で構成をされております。なお、この要項は指定管理者制度を所管しております行政改革推進課が標準的なひな形として示しているものにハーモニープラザの特質性等を加味して、作成したものでございます。

それでは、各項目のポイントについてご説明をさせていただきます。まず2ページ目をお願いいたします。

指定管理者募集の趣旨でございますけれども、本市では公の施設の管理に指定管理者制度を導入しておりまして、ハーモニープラザにつきましても広く事業者を公募し、管理について創意工夫ある提案を募集するものでございます。

次に、2の募集要項等の定義ですが、先程応募にあたって公表すべき資料として説明いたしました募集要項、管理運営の基準、様式集の募集要項等を提示するものでございます。3ページ目をお願いできますでしょうか。

3の公募の概要ですが、(1)の管理対象施設につきましては、先程概要で説明したとおりでございますので、省略をさせていただきますと存じます。

(2)の指定期間ですが、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間となっております。

業務の範囲ですが、指定期間内の本施設の管理業務ということでございます。

(4)の選定の手順ですが、募集要項等の発表・配付から指定管理者の指定協定の締結までのスケジュールを明らかにするとともに、第1順位から第3順位までの法人等を選定する旨を規定しております。スケジュールをご確認いただきたいと思いますが、1の募集要項等の

発表配付ですが、10月15日を予定しております。説明会及び見学会の開催ですが、10月28日木曜日。質問の受付につきましては、10月29日から11月5日。募集要項に関する質問回答ですが、11月15日を予定しております。申請書の提出ですが、11月22日から11月29日、第1次審査の結果通知につきましては12月上旬を予定しております。

第2回の選定委員会となりますヒアリング等々の日付ですが、12月下旬を予定しております。結果の通知につきましては、1月中旬を予定しております。その後仮協定の締結が1月、議案の提出を2月の第1回の定例会に予定しております。最終的に指定・協定の締結は来年3月を予定しているところでございます。

次に、4ページ4の管理対象施設の概要です。設置目的は千葉市ハーモニープラザ設置管理条例第1条で規定されておりますが、「本市は社会福祉の増進及び男女共同参画社会の形成の促進を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種の事業を行う施設として、千葉市ハーモニープラザを設置する」ことといたしております。従いまして、当施設は社会福祉増進及び男女共同参画社会の形成の促進を果たすことが期待されている施設となっております。

(2)の本施設の特徴と5ページの本施設の概要につきましては、7ページまで記載されております。こちらは施設の概要で説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきたいと存じます。

次に8ページをお願いできますでしょうか。5の指定管理者が行う業務の範囲ですが、本施設の維持管理業務の適正な実施のため、必要な職員配置を確保し指定管理者が行う業務の範囲を定めるものでございます。なお、詳細につきましては、管理運営の基準に定めてございます。

まず、施設管理業務ですが事業実施業務といたしまして、(ア)の障害者福祉センターで実施する事業から、(キ)のその他の業務の7業務となっております。また、イ、施設維持管理業務といたしましては、(ア)の保守管理業務から、(キ)のその他までの7業務となっております。ウの修繕業務ですが、管理運営の基準の中で100万円以下の修繕につきましては、指定管理者が行うと規定しております。エの指定期間終了時の引継業務ですが、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければならないことを定めております。オの広報業務でございますけども、指定管理者は施設のPR及び情報提供のためにインターネットのホームページの更新を行うことを定めたものでございます。カのモニタリングですが、利用者の意見や要望を把握し運営に反映させるため、本業務の状況につきまして、アンケート等々を実施し、その結果を市に報告するというを規定するものでございます。キの個人情報の保護ですが、本施設の管理業務に関しまして保有する個人情報について、千葉市指定管理者等個人情報保護規程に基づきまして個人情報の保護に関し必要な処置を講じるものとなっております。

9ページをお願いいたします。クの情報公開ですが、千葉市情報公開条例の規定に基づきまして、本施設の管理業務に関して保有する情報の公開に関して、自らの情報公開規程を作成し、同規程にある業務を遂行させるものとなっております。

次に(2)の経理等経營業務ですが、アの事業計画書作成、イの事業報告書作成、ウの各年度協定締結、エの関係機関等との協議業務までの4業務となっております。こちらの項目につきましては、行政改革推進課の作成したひな形どおりの内容となっております。

次に自主事業として行う業務の範囲ですけども、10ページに注意事項といたしまして、管

理運営の基準にない業務につきましては、指定管理者自ら必要な許可等を取得し、また市の承諾を得た上で実施することを規定するものでございます。

次に11ページをお願いできますでしょうか。6の市の施策等との関係でございますけれども、指定管理者は公の施設に関する業務を市に代わって行っておりますので、市の施策については市と同様に行うことが当然求められております。このため(1)の施策理解から(8)の災害等の対応についての8項目を規定しております。この項目につきましては、事業者から提案いただく様式集とリンクをいたしておりますので、様式を説明する際に改めて詳細を述べさせていただきますと存じます。

続きまして、13ページをお願いできますでしょうか。7の指定管理者の公募手続でございますけれども、指定管理者の選定の手順につきましては、先程ご説明をいたしましたとおりです。14ページの(4)に応募書類の提出がございますが、受付期間を11月22日から29日と規定をさせていただきます。なお、(5)の選定評価委員会によるヒアリングの実施、アの中にございます留意事項ですが、出席者は5名以内としヒアリングは30分以内ということを予定いたします。

次に、(6)の選定結果の通知でございますけれども、選定結果は選定行為終了後、応募者全員に速やかに文書で通知をいたします。

続きまして、15ページをお願いできますでしょうか。(7)の仮協定の締結ですが、市は第1順位の法人等と細目協議を行いまして、協議成立後、指定管理予定候補者として仮協定を締結するものでございます。

続いて、(8)の指定議案の上程、指定管理者の指定協定書の締結ですが、仮協定締結後、第1回千葉市定例会の議決を受けまして、指定管理予定候補者を指定管理者として指定し、協定書を締結するということになります。

続きまして、16ページの8、応募に関する事項でございますけれども、応募者の形態といたしまして、本施設につきましてはアの単独団体、イ特別目的会社、ウ共同事業体の3形態を予定しているところでございます。なお、(2)といたしまして重複提案の禁止ということで、1法人等1応募とし、複数の応募はできないこととさせていただきます。なお、ウのヒアリング資料につきましては、提案書をもとに行うことになっておりますので、新たな資料作成等は原則として行わないことといたしております。

次に、(4)の留意事項でございますが、アの接触の禁止から次ページのキの費用負担まで7項目となっております。特にカの部分に書かれております応募書類の取扱いでございますけれども、(ア)といたしまして市は指定管理者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できることとし、(イ)として応募書類は公文書として開示請求の対象になること。(ウ)として市が支障があると判断した場合又は、事項以外は公表されるということで、応募書類につきましては積極的な公表を想定しております。(5)の保険ですが、指定管理者は分担するリスクに応じまして適切な保険に加入することになります。(6)のその他ですが、説明会・現地見学等、定められた機会を除きまして、応募のために市から資料提供を行うことはございません。また、市といたしまして、市が提供する資料は応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じているものでございます。

続きまして、19ページをお願いできますでしょうか。9の経理に関する事項でございます。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるものとしては、アの利用料金収入、イの指定管理委託料、ウの自主事業による収入となっております。また、(2)の管理経費、これは市が支払う経費に含まれるものとしては、アからウまでのものとなっております。

また、指定管理委託料の支払いにつきましては、会計年度ごとに委託料を決定し、委託料を協定書に定める方法により支払うものでございます。(4)として口座の管理についてを規定いたしております。

次に20ページ10の審査選定でございますけれども、第1次審査につきましては、アからカの6項目に関して、事務局で審査をいたしまして、その可否を判断させていただきたいと存じます。(2)の第2次審査でございますけれども、この部会におきまして提案内容について審査選定を行うことといたしております。表の左枠に記載されてございますように指定の基準として、「市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理、その他市長が定める基準」、「施設の効用の発揮、施設管理能力」、「管理経費の縮減」の3つとし、次の列にございますように、それぞれに審査項目を設けてございます。また、右端の列にございますように、配点割合といたしましては、70点、75点、90点といたしまして合計235点といたしております。この配点割合の設定につきましては、利用者へのサービス向上、自主事業の実施、複合施設の管理を重視し配点をした結果でございます。市民の平等な利用の確保は約3割、施設の効用の発揮が3割、指定管理の重要な要素でございます管理経費の縮減が4割となっております。なお、表の一番下に注意書きがございますように総合得点が最上位である場合であっても、個別の審査項目に重大な欠落がある場合には第1順位にはならないということで規定をさせていただいております。

続きまして、22ページ、11の関係法規ですが、業務を遂行する上で守らなければならない法令等を(1)から(7)まで列挙してございます。

最後にその他でございますけれども、業務の継続が困難になった場合の措置といたしまして、アの指定管理者の責めに帰すべき事由による場合、イといたしまして当事者の責めに帰することができない事由による場合、ウ、指定管理者の指定取消後の対応について、それぞれ規定をしているところでございます。(2)といたしましては、協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置、次ページの(3)といたしまして、リスク分担に対する方針を表のとおり定めているものでございます。要項につきましては以上でございます。

続きまして、管理運営の基準についてご説明をさせていただきたいと思っております。今回の募集に当たりまして、応募者の提案様式等の作成に当たり必要となる基礎的な条件が記載されているのが、管理運営の基準でございます。この基準をもとに、申請者が提案した内容を選定基準により審査することとなります。

それでは、お手元の資料5-2、千葉県ハーモニープラザの指定管理者管理運営の基準をご覧いただきますでしょうか。ハーモニープラザの管理運営の基準は、複合施設でございますことから施設全体の管理に関する基準と、別冊の1から4までの4つの公の施設の管理運営の基準からなっております。

それでは、はじめに施設管理に関する基準について説明し、以後、障害者福祉センターなどの基準について説明させていただきたいと存じます。1ページ目をお願いできますでしょうか。1の趣旨につきましては、募集要項と同様となっておりますので、省略をさせていただきたい

と存じます。

次に、管理運営の遵守事項ですが、関係法令の遵守のほか、指定管理者が従う5つの留意事項として(1)の施設相互の連絡調整を密にすることによりという項目から、(5)の特定の団体や個人に有利又は不利になる管理運営を行わないように留意することという項目まで、規定いたしております。

次に、施設の共通的な運營業務でございますけれども、(1)の広報・プロモーション業務から、3ページの(13)事故報告までと規定いたしておりますが、施設全体を円滑に運営するための項目として記載してございます。なお、特徴的な項目といたしましては、(3)の施設横断的な事業等の実施を規定してございます。総合施設として有機的かつ効率的に機能するように施設の横断的な利活用を一層図るとともに、多くの市民が参加できるように新たな事業やイベント等の実施に取り組むということ、この施設については求めているところでございます。なお、(13)の事故報告につきましては、最終9ページの様式を用いて報告するというところで考えております。

次に、4の施設維持管理業務でございますけれども、(1)建物維持管理の基本方針、(2)として施設保守業務、4ページになりますが(3)の施設設備保守管理業務、続いて5ページの警備業務、(5)といたしまして清掃業務、6ページの(6)といたしまして、植栽等維持管理業務、(7)の備品等保守管理業務、続いて7ページになりますが、(8)の修繕業務、(9)の駐車場管理業務、(10)の電気需給契約及び電話契約、最後にその他となっております。それぞれの項目につきまして、業務内容、業務対象範囲、要求水準を定めたものとなっております。5の各施設の管理運営の基準ですが、先程申し上げましたとおり、それぞれの公の施設ごとに別冊とさせていただきます。

次に、8ページのその他ですが、業務の委託につきましては、あらかじめ市の承認を得た場合を除きまして、管理運營業務の全部、又は一部を第三者に委託し、又は、請け負わせることはできないこととさせていただきます。(2)理由といたしまして指定期間終了時の状態でございますけれども、現状の状態を維持し、著しい損傷がない状態で市へ引き継げるようにすること。(3)の目的外使用許可につきましては、行政財産の目的外使用許可の権限は市が有するというを明記してございます。監査等の実施につきましては指定管理者はこれに協力しなければならない。(5)といたしまして、この運営の基準に定めがない事項又は疑義が生じたときは、市と協議して決定するというを規定したものでございます。

次に、障害者福祉センター以下の管理の基準ですが、時間の関係もございますので、先程説明をいたしました施設概要、又は施設を見学する際の所管課からの説明、募集要項で説明した事項につきましては割愛をさせていただきたいと存じます。

それでは、別冊1の障害者福祉センター管理運営の基準をご覧くださいませでしょうか。本センターの管理運営の基準は、1の施設の概要から5その他まで5項目で構成をされております。施設の概要等につきましては割愛をさせていただきたいと存じます。

2の使用の条件ですが、(1)使用者でございますけれども、事業にあわせまして、表のとおりそれぞれ規定をいたしております。また、使用の許可、使用の不許可等、施設の現状変更の承認についてですが、条例に基づいて行うこととしております。

次に3の事業実施です。(1)事業実施の基本方針ですが、本センターでの事業実施に当たり指定管理者が従う4つの基本方針として、アの障害者のさまざまな相談や要望への対応、

イ障害者の社会参加に向けた内容の充実、ウ関連機関等との連携による保健福祉サービスの提供、エ障害者団体等との連携及び活動支援を規定いたしております。

3 ページ目をお願いできますでしょうか。(2) 実施事業ですが、アの更生相談事業以下 8 項目を規定いたしております、クのその他事業といたしまして水浴訓練室、福祉機器展示スペース及びその他施設を有効に活用し、障害者の福祉の増進に資する各種事業を行うこととさせていただきます。

次からは、障害者利用に配慮した事業の実施の観点から、(3) で非常災害対策、(4) で衛生管理等、(5) で相談及び援助、4 ページ目をお願いできますでしょうか、(6) の秘密の保持、(7) 地域社会との連携及びボランティアの受入、(8) 記録の整備、(9) 使用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等、(10) 使用者等からの意見聴取、(11) といたしまして実習生の受入、(12) が施設使用の促進、(13) 虐待等の禁止、最後に制度改正等への対応を規定いたしております。

次に、4 の管理運営体制でございますが、職員配置の基準ですが 5 ページに記載の表のとおり、職種ごとの人数を、またアからエまでに掲げる基準を参考に管理運営の適正な実施のために必要な人数を常勤、又は非常勤により配置することを規定いたしております。

5 ページをお願いできますでしょうか。運営規程ですが、アの施設の目的からキその他施設の運営に関する重要事項までの 7 項目を網羅した運営規程を定めるよう規定をいたしております。(3) の職員研修の実施ですが、職員に対しその資質の向上のための研修の機会を確保することを規定いたしております。

次に、その他といたしまして関係法令等の遵守、ハーモニープラザ内の他施設との連絡調整等を規定いたしております。障害者福祉センターの管理運営の基準につきましては以上でございます。

次に、別冊 2 のことぶき大学校でございますが、施設概要、その他、施設見学でご説明済みですので、省略をさせていただきたいと存じます。

次に、社会福祉研修センターですが、別冊 3 社会福祉研修センター管理運営の基準をお願いできますでしょうか。施設の概要等々につきましては、先程施設概要等で説明したとおりでございます。最終ページ 3-4 をお願いできますでしょうか。

こちらに事業者が指定管理経費を積算するための参考として、研修一覧を掲載させていただいております。最後に女性センターですが、別冊 4、女性センター管理運営の基準をお願いいたします。こちらも大体施設概要等で説明をさせていただきましたが、4-2 ページ 4、施設の運営に関する業務の基準をご覧いただけますでしょうか。そちらに(1) といたしまして、使用時間及び休館日、(2) といたしまして、利用料金等、(3) といたしまして施設の貸出業務、次ページになりますが、(4) といたしまして施設利用の申込み方法、(5) として使用の不許可・使用の制限、(6) の広報業務まで具体的な業務内容を規定させていただきます。管理運営の基準については以上でございます。

続きまして、様式集についてご説明をさせていただきます。

資料 5-3 様式集、千葉市ハーモニープラザ指定管理指定申請書類をご覧いただけますでしょうか。表紙をお願いいたします。1 の指定申請書関係といたしまして、市が示した様式により作成するもののほか、5 にございますが直近 1 年分の貸借対照表などは写しで確認いたしまして、完納証明書、印かん証明書は原本を提出することといたしております。なお、各証明書



類は指定申請書提出日から3か月以内に発行されたものを使用することになっております。

2、提案書関係ですが、提案書の様式第1号から第30号までを提出していただくこととしております。その他として説明会参加希望届など該当がある場合に、本市に提出する様式を定めております。

次に、提案書様式についてご説明をいたします。先程募集要項の中で、第2次審査について触れましたが、その採点項目に連動したものが提案書様式となります。この提案書様式も募集要項と同様に指定管理者制度を所管しております行政改革推進課が標準的なひな形として示しているものに、ハーモニープラザの特質性を加味して作成したものでございます。

それでは、13ページをお願いできますでしょうか。様式第1号、市民の平等な利用の確保・施設の適正な管理として公の施設・指定管理者制度の理解について、応募者が記入する様式でございます。この施設の管理運営に限定せず指定管理者制度を用いた公の施設の管理運営のあり方、公民の関係の構築について、どう考えるか、どのように地域活性化に寄与することとなるのかを具体的に提案をしていただくものでございます。

続いて、14ページをお願いできますでしょうか。管理運営の基本的考え方です。この様式は社会福祉を増進し、男女共同参画社会の形成を促進するにあたり、市と指定管理者の関係はどのように整理することとなると考えるかについての提案書様式となっております。

次に、15ページ同種の施設管理の実績でございますが、この様式から地方自治法に規定する公の施設の管理に関する業務の実績について記述していただくものでございます。

16ページになりますが、個人情報の保護、情報の提供及び公開でございます。この様式は、本施設の管理にあたり、個人情報の保護の取扱いに関する考え方及び具体的な取組みについて記述させるものでございます。

17ページの行政手続の明確化・透明化等、社会福祉法等の取扱いについてでございますが、この様式では施設の管理にあたり要求される、行政手続の明確化や透明化の取扱いに関する考え方及び具体的な取組み、さらには関連法に関する考え方を提案させるものとなっております。

18ページのモニタリングの考え方でございますけども、この様式は利用者の評価の収集方法、対応方策、苦情等の未然防止、苦情等の対処方法を提案させるものでございます。

19ページのリスク管理の考え方ですが、事故・災害時、需要変動等の意識について対応方法を提案させるものとなっております。

20ページの市内産業の振興ですが、管理運営を通じた市内産業の活性化への寄与、市内業者の登用等について提案をいただくものとなっております。

21ページの市内雇用・継続雇用への配慮、障害者雇用の確保でございまして、現に従事している職員の継続雇用の考え方や応募者自身の障害者雇用の方策について提案をしていただくものでございます。

次に22ページ、業務移行体制の整備です。ここでは、管理運営業務を実施する準備段階として、応募者が実施する組織体制・問い合わせの窓口、職員の確保及び研修に係る計画、業務の引継計画、関係機関との連携調整について提案をいただくものとなっております。

続きまして、23ページ複合施設の管理協力体制の構築でございまして、ここでは、この施設が4つの公の施設からなっておりますことから、その管理運営方法について提案をいただくということとなっております。

24ページ、ここからは施設の効用の発揮、施設管理能力という項目になります。まず、施

設の利用条件ですが、ここでは開館時間や休館日の扱い等について施設ごとに提案をさせるものでございます。

次に25ページ、利用促進の基本方針でございますが、本施設の利用促進のための具体的方策について、本施設の設置管理条例で規定された設置目的や事業内容、本施設に求められる機能・役割等を踏まえまして、施設ごとに具体的に提案をいただきたいと考えております。

次に、26ページの職員の管理運営能力の向上策ですが、ここでは担当職員の業務水準を維持、向上させる方策を提案いただきたいと考えております。

27ページの管理運営業務の実施体制ですが、人員配置、責任の所在、緊急時の連絡体制の実施体制、施設ごとの組織図、さらに1日あたりの人員配置等について提案をいただくものでございます。

28ページの自主事業の効率的な実施でございますけれども、自主事業全般、基本的には女性センターになろうと思っておりますが、人員配置、責任の所在、緊急時の連絡体制等、具体的に提案をいただきたいと考えております。

29ページ、建築物の保守管理計画ですが、ここでは建築物の保守管理に関する点検方法等について提案をいただくものでございます。

30ページ、清掃管理計画でございますが、清掃関連の内容や方法、確認方法等について提案いただくものです。

31ページの設備・備品の管理計画ですが、これは具体的に備品の管理方法等について提案をいただくものとなっております。

32ページ、駐車場の管理計画になりますが、ここでは休館日を含め、駐車場の管理方法について提案をいただきたいと考えております。

続きまして、33ページ警備計画ですが、ここでは警備業務の考え方、内容等について提案していただくものでございます。

34ページの緊急時等の対応ですが、ここでは事故防止策、事故発生時及び災害発生時の対応、連絡体制について提案をいただきたいと考えております。

続きまして、35ページの事業の適正な再委託ですが、これは再委託する事業について手法や方策を提案いただきたいと考えております。

36ページ、安定的な管理運営でございますが、ここでは本施設の管理に係る企業・団体とその役割分担について提案をいただきたいと考えております。

37ページからは管理経費の縮減の項目となります。

まず、支出見積りの妥当性ですが、管理運営経費の見積もり条件、根拠等を全体と施設ごとに提案いただくものとなっております。

次に、38ページの収入見込の妥当性・安定性ですが、ここにつきましては利用料金収入、自主事業収入等の条件・根拠等を記述していただくものと考えております。

39ページの利益の還元の方針でございますが、女性センターにつきまして利用料金制度を導入することから、その利益の一部を市に還元する方策について具体的に提案をいただくものでございます。

次に、40ページでございますが、こちらにつきましては収支予算書の総括表でございまして、指定管理期間の5年間の収入と支出を提案いただくものとなっております。

次に41ページ管理運営業務の収支予算書となっております、42ページが自主事業の収

支予算書となっております。このほか、指定申請関係や説明会参加希望届などのその他書類につきましては、配付のとおりでございますので説明を割愛させていただきたいと思っております。様式集の説明につきましては以上でございます。

様式集の説明に続きまして、千葉市ハーモニープラザの公募に係る第2次審査のうち、事業者選定基準についてご説明をさせていただきたいと存じます。

資料5-4 千葉市ハーモニープラザの公募に係る第2次審査の事業者選定基準、A3判横の資料をご覧くださいませうでしょうか。

まず、表の構成ですが、指定の基準、審査項目・評価の視点、配点となっております。真ん中の列、審査項目・評価の視点ですが、先程提案書様式でご説明いたしましたとおり、上から①、②と並んでおり、その項目の下に提案内容への評価の視点が記載されておりますので、再度の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

配点についてですが、一つの審査項目につきまして基本的に5点を配点いたしまして、本市として重要と考える8項目につきましては10点、また管理経費の縮減のうち、利用料金制に係る2項目につきましては10点、重要と考える支出見積もりの妥当性につきましては20点、最も重要な項目であると考えております管理運営経費の低廉化につきましては50点の配点といたしまして、235点満点とさせていただいております。

配点に重視した項目でございますけれども、指定管理者制度導入から5年が経過する中で民間事業者において管理業務が認識されまして、公の施設の管理が浸透してきていることから今回の更新時には、施設本来の効用をより発揮し利用者のサービス向上を一層促進する項目や自主事業に関する項目、複合施設の維持管理に関する項目について重点的に加点をいたしております。

評価の方法ですが、配点欄をご覧くださいませうかと存じます。4段階の絶対評価で、可を普通とし、配点の0.5倍、優れていれば良で配点の0.7倍、非常に優れていれば優で配点どおり、逆に劣ってれば不可としゼロ倍といたしております。事業者選定の基準の説明は以上でございます。

続きまして、採点表でございますけれども、資料の5-5 千葉市ハーモニープラザ採点表をご覧くださいませうでしょうか。先程説明いたしました事業者選定基準に沿って、採点結果を記入していただく表でございます。採点結果を集計いたしまして、第一順位の法人を決定することになりますが、この採点表につきましては公表の対象となるということになります。採点表の説明は以上でございます。

最後に、資料5-7 指定管理者評価シート及び資料5-8 指定管理者運営状況確認表につきましては、現在の管理状況について、参考資料として平成18年度から21年度までの4年分を配付させていただきます。また、資料5-6 千葉市ハーモニープラザ管理運営に関する基本協定書につきましては、行政改革推進課が標準的なひな形として示しているものに、ハーモニープラザの特質性等、加味して作成したものでございます。

以上、長時間に渡って恐縮でございましたが説明につきましては以上でございます。

○部会長 はい、ただいま説明いただきましたが、委員の皆様、何かご質問、ご意見、先程の、いかがでしょうか。

○委員 説明により、大方分かりました。

○部会長 よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

○委員 一つ確認があるんですが、この資料は指定管理者として応募されようとする方に配付される資料になるということでしょうか。

○矢澤地域福祉課長 この資料につきましては、現在の指定管理を行っている団体の評価を記載してございまして、インターネットで公表はされておりますので見ようと思えば見ることが可能ですが、配付することは考えておりません。

○委員 今回の事業、かなり複雑になっていますよね。多分ジョイントでやるかわかりませんが、このぐらいの規模を指定管理者制度で実施している例があるんですか。千葉市と限らず。

○矢澤地域福祉課長 すべての施設を把握しているわけではございませんが、かなり大きな施設としては新潟県で、県社協が委託を受けている複合施設があると思います。指定管理者制度が5年経過をする中でこういった複合施設も、公募の指定管理施設になっているのではないかと思います。

○委員 私は今よくわからなくなりましたが、資料の5-3の様式集の中にいろいろ項目があるわけですが、これは各4つの事業体ごとのことではなくて、全体について記述してくださいということなのか、私が書く立場になったら、例えば、女性センターではこうです。ことぶき大学校ではこうですという記述になるのか、それとも一括として記述という形になるのか、どういうイメージなのでしょう。

○矢澤地域福祉課長 13ページの施設の全体的な考え方等については一つどういうふうにか考えるか記載をしていただきます、施設が多岐に渡っておりますので、例えば、24ページの施設の利用条件等々につきましては、一番下に、ハーモニープラザ全体、又は各個別施設ということで、様式ごとにそれぞれ記載しておりますので、それ以外については法人として一つの意見を記載していただきたいと考えております。

○委員 少し気になったのは、34ページの緊急時の対応という項目がありまして、社会福祉研修センターで発生する事故の規模と、例えば何かリハビリテーションをしてる間に起こる事故のほうは相当に違うだろう、及び責任の所在も大分違うだろうと。研修センターに来る方々は恐らく福祉職員の方が来るので、事故の責任は恐らくその方々自身が基本的には背負うことになるかと思うんですが、障害者福祉センターにいらっしゃる使用者の方々の場合にはリハビリテーションの過程で事故が起こるということもあり得ることになると随分発生した場合の対応についても、事業体ごとに特色がかなり出るのかな。それを1本で書けるだろうかと、ふと思ったんですが、いかがでしょうか。これについては個別に書いてください。これについてはトータルで書いてくださいという指示がないと書けるのかなという気が少ししたんですけど、いかがでしょうか。

○矢澤地域福祉課長 事故報告、事故の対応については研修センターであっても、具体的な事象によってさまざまですので、どう危機管理し、どちらが費用賠償するか等々につきましては、個別具体的なことになるかと思えます。確かに、事故の発生の頻度として、可能性としては障害者福祉センター等々が多いとは思いますが、あくまで、これは事故の発生した場合に具体的にどう対応するか、どういう連絡体制で行うかということになります。あとは施設管理におきまして、事故が起こった場合と運営上のもので起こった場合と、場合によって賠償はかわってきますので施設管理そのものであれば、指定管理者も賠償の対象になりますが、当然、市も対象となりますので、本市との連携の仕方、連絡体制その他について記載をしていただきたいと考えております。

○委員　　まず、具体的なことというよりは体制の問題についてということ。

○委員　　5－3なんですけど、例えば37ページ以降管理経費で、そのほかのいろいろ支出見積もりの妥当性ですとか、その次の収入の算定で、これを例えば見積もり一つとった場合、A4、1枚に書くのは不可能だと思うんですがいかがなものでしょう。

○矢澤地域福祉課長　　施設を管理する上で、どういうふうを考えて、見積もりの条件等、具体的にどういうふうを書くか、工夫していただくということも一つの能力になると考えます。

○委員　　まあA4、1枚にそれを埋めるというのも、細かく見積もりをとったほうがより正確だと私なんかは思うんですが。

○矢澤地域福祉課長　　これは、提案段階のものになりますので、こういう方針でこういった見積もりを出しますということ、ここに記載していただくものでございますし、参考の資料として詳細なものをつけていただくことは別に拒むものではありませんので、対応は可能ではないかと思っております。

○委員　　別冊で見積書でもつくらないと、これは無理じゃないかなと。

○部会長　　つけていただくことは要求はしないという、構わないけれど、審査するときについてないから減点ということはない。

○矢澤地域福祉課長　　見積もりの妥当性がわかる資料ということも当然必要になりますので、法人のほうで当然考えていただくことになろうと思います。37ページにもあるとおり、見積もり等に関する資料ということで、提出いただけるのではないかと考えております。

なお、見積もりの妥当性の部分ですが、ここにつきましてはハーモニープラザ全体の見積もりとそれぞれの施設ごとの見積もりということで、5つのものが提出されますので、この中で判断をしていただきたいと思っております。

○委員　　見落とししてるのかもしれませんが、委託料とか、ここに載ってるんですか。それとも募集のときに提示するんでしょうか。

○矢澤地域福祉課長　　委託料につきましては、載ってはおおりません。

○委員　　それは提示するんですか。その、募集要綱に。

○矢澤地域福祉課長　　管理運営基準に基づいて法人のほうで積算をしていただくことになります。当然、昨年度まで幾らでしたという情報提供は可能ですが、今後の委託料は提示しません。

○委員　　金額的に低いほうが評価されるということになるのですか。

○矢澤地域福祉課長　　そのあたりは先程の基準の一番下のところに書いてありますが、管理運営経費の低廉化という項目に50点という配点をさせていただいております、この点数をつける際には配点50点かける最低提案価格を割ることの全価格ということになります。具体的にどういう提案をされているかということで配点となりますので、当然低い法人が高い点となるということでございます。

○委員　　職員数は、応募者側の判断で出してくるんですね。そこに何人従事するのか、聞かれた場合に。

○矢澤地域福祉課長　　先程障害者福祉センターにつきましては、これぐらいの配置が必要だということでご紹介いたしました、それ以外の施設につきましてはそれぞれ事業の内容を法人で判断して、提案をいただきます。それが余りにも現実とかけ離れたものである場合には、本当に可能かどうかヒアリングの中で聞いていただきたいと思っております。

○委員 あ、指定管理者の場合は、事業の一部を再委託が可能ということになっていますけれども、そうすると再委託先のそれぞれ解釈なり、事業所についての決算書等、財務の内容とか、それが適正なものかどうか判断する資料までは添付されてない。本体はつけるのはわかったんだけど、その再委託が可能だとそっちも大丈夫かなというのは見ないのかなという意味なんですけど。

○矢澤地域福祉課長 具体的にこちらがある特定の法人に指定管理を委託した際に、資料を求めることはございます。ただ、その法人、指定管理者が再委託をした場合にそこが適正な契約に基づかない場合には、指定管理者のほうで責務を負っていただくということになりますので、そこまでのものは求めてはおりません。

○委員 確認ですが、この資料の5-8というのは、インターネットなりで全部見られるということでしょうか。

○矢澤地域福祉課長 5-7がインターネット上で確認できる資料となっております。5-8につきましては、インターネット上で確認できないものでございました。失礼いたしました。

○委員 5-7であっても多少その収入総額、支出総額等の数字は公表はされてらっしゃるということなんですね。

○矢澤地域福祉課長 5-7につきましては、ネット上ですべて公開されております。

○委員 そうすると応募される方も例えば53ページとかご覧になられれば、このくらいの委託料というのは、去年のほうというのはわかるということですね。

○矢澤地域福祉課長 はい。

○部会長 見る資料はかなり膨大なものになるのではないかとという危惧が、どうもこの辺に漂ってる感じですね。

○委員 本当に細かいことで、大変恐縮ですが、選定基準の3の②の収入見込みの方ですね、10点ですが、内訳が20点となっておりますので、ここはお気づきになって、直されてるのか、配点のところは10点でも、優良可のところ。そこだけは直していただきたい。

○矢澤地域福祉課長 大変失礼いたしました。ありがとうございます。修正させていただきますと思います。

○部会長 よろしいでしょうか。ほかにご発言がなければ以上で終わりにいたしますが、事務局におかれましては、募集条件、審査の配点等に関して、本部会で委員から示された意見、指示事項について、要項等に反映させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後に、議題(5)の今後の審議予定についてであります。今後の審議については公開となりますので、傍聴人の方がいらっしゃれば入室をお願いいたします。

(傍聴人 入室)

○矢澤地域福祉課長 それでは、資料6の今後の審議予定について説明させていただきます。

募集要項の中でご説明をさせていただいているところですが、改めて流れを確認させていただきたいと存じます。

第1回の選定評価委員会が8月11日に行われまして、本日が第1回の高齢者施設第2部会となっております。募集開始は、10月15日金曜日でございます。指定申請書の提出につきましては、11月22日月曜日から11月29日となっております。第1次審査の結果通知につきましては12月上旬を予定しております。第2回の高齢者施設第2部会の開催につきましては、ヒアリング等々をそこで行うこととなりますが、12月下旬を予定しております。仮協

定の締結が来年1月下旬、指定議案ですが平成23年2月、最終の基本協定の締結は23年3月を予定いたしております。

以上でございます。

○部会長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問ご意見ございますか。

(発言なし)

○部会長 よろしいですか。12月下旬に第2の部会、これの部会を開いて、そこで審議をするということになります。

ご発言がなければ今後の審議予定については終了させていただきます。

皆様方のご協力をいただきまして、本日の議事はすべて終了となりました。

以上をもちまして、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第1回高齢者施設第2部会を閉会といたします。

それでは、事務局におかえしいたします。

○高石保健福祉総務課総括主幹 長時間に渡りまして、ご審議ありがとうございました。本日の会議は以上で終了でございますが、この場で次回開催日程の確認をさせていただきたいと思っております。委員の皆様にも事前にお話を伺っておりまして、次回開催日12月20日月曜日、18時からということにさせていただきたいと思っておりますので、スケジュールのほうをよろしくお願ひしたいと思います。12月20日月曜日、18時ということでございます。場所についてはまだ未定でございますが、また開催時期に近づいた段階で事務局からご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

あと、先程課長が申し上げました、資料の5-1から5-6についてでございますけれども、事務局のほうで回収させていただきますので、机上のほうにそのままに置いていただくようお願いしたいと思います。

後日、確定版につきましては送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それと情報公開についてでございますが、本日の委員会の結果について、委員の皆様のもとに情報提供の相談であるとか、情報公開の請求等があった場合には、保健福祉総務課まで、まずはご連絡いただくようお願いいたします。

あと本日の議事録の作成でございますが、後日、内容のご確認を皆様にお願ひする予定でございます。

案のほうを事務局で作成いたしまして、各委員さんのほうに送付するようにご連絡いたしますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上で、全日程、本日終了いたしました。委員の皆様にはお忙しい中、ご協力いただきましてありがとうございます。